○総務省告示第四百三十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十四条において準用する健全化法第五条第五項の規定に基づき、同条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十七日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十四条において準用する健全化法第五条第三項において準用する同条第二項の規定による報告の概要

奈良県　宇陀市　保養センター事業特別会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

・競合施設の増加、経営ノウハウ不足等による年間利用客・営業収益の減少。
・直営方式により人件費が高水準であること。
・過剰な施設整備に起因する多大な維持経費及び金利負担。
・施設の機能に応じた負担区分（一般会計又は特別会計）が不明瞭で、大規模施設整備等に対する投資の大半を自己財源で賄ってきたこと。

2　計画期間

平成21年度から平成32年度まで12年間（１期４年間とし、全３期で各期ごとに見直し）

3　経営の健全化の基本方針

・指定管理者制度を導入し、コストを削減、収益増加を図る。
・不良債務は一般会計からも計画的な支援を受けることで解消する。

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

・一般会計からの繰出基準を明確化し、繰出金を受ける。
・指定管理者に収益納付金等を求める。
・大規模改修など将来投資の抑制。
・広報等を効果的に活用し、利用者の増加を促す。

5　４の方策に係る収入及び支出に関する計画（下線部）

（単位：百万円）

項目	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算	31年度決算	32年度決算
一般会計繰出	109	180	150	100	100	167	167	167	167	147	147	147	144
収益納付金等	—	—	11	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し（下線部）

（単位：％）

項目	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算	31年度決算	32年度決算
資金不足比率	275.1	291.2	333.7	316.1	293.0	306.1	213.6	163.9	94.9	137.0	91.2	45.3	—

7　その他経営の健全化に必要な事項（下線部）

・平成22年10月より指定管理者制度へ移行。平成25年より第２期指定管理期間開始。
・施設への投資については必要最小限とし、コスト削減を図る。

高知県　高知市　国民宿舎運営事業特別会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

・リニューアルを行う際の収支計画において、過大な宿泊客数の設定や、大幅な利用料の値上げによる収入増を見込むなど、見通しの甘い計画であったため
・施設改築時の起債償還の負担

2　計画期間

平成21年度から平成31年度まで11年間